

令和3年度  
津山市  
地域密着型サービス事業者  
集団指導資料

## 目 次

### 1. 地域密着型サービス運営上の留意事項について

(1) 介護保険事業者に対する指導及び監査について-----	3
(2) 関係法令について-----	4
(3) 業務管理体制の整備について-----	6
(4) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定更新について（津山市の場合）--	9
(5) 各種届出等について-----	12
(6) 指定申請書等の押印廃止について-----	12
(7) 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用について-----	13
(8) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて-----	14
(9) 老人福祉法第10条の4に係る措置について-----	15

### 2. 事故発生時の対応等

(1) 令和3年度に起こった介護事業所での事故の内容や件数等-----	17
(2) 事故報告書の提出範囲や再発防止策など-----	18

# 1. 地域密着型サービス運営上の留意事項について

## (1) 介護保険事業者に対する指導及び監査について

### 1 集団指導

原則として、毎年度1回、指定介護保険事業所を運営する事業者を一定の場所に集め、講習会方式により指導を行います。

#### 【指導内容】

- i 指定事務の制度説明
- ii 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- iii 介護報酬請求に係る過誤・不正防止

### 2 実地指導

地域密着型サービスを提供する事業所において、事業所が作成した書類等に基づき面談方式で行います。

#### 【指導内容】

地域密着型サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営に関する基準、介護報酬請求事務（必要に応じて過誤調整・返還を指導します）について指導します。

### 3 監査

監査は、入手した各種情報により人員、設備、運営に関する基準違反や不正請求が疑われる場合、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

各種情報は

- i 通報・苦情などによる情報
- ii 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- iii 国民健康保険団体連合会からの通報
- iv 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- v 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

などの幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が疑われる場合には、厳正かつ機動的な対応を行うこととします。

※「監査」は原則として、無通告（当日に通知書持参）で立ち入り検査を実施するなど、より実行性の高い方法で実施します。

#### 4 報酬請求指導の実施方法

指導担当者が、加算体制の届出状況及び介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行います。報酬基準に適合しない取扱いなどが認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

#### 5 過誤調整の返還指導

実地指導等において、過誤調整が必要と認められる場合には、原則として次のとおり取扱います。

- ① 介護サービス提供の記録が全く存在しない場合には、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ② 基準条例及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③ 厚生労働省・津山市が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q&A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

※ 返還命令、過誤調整を行う場合、返還金と別に「加算金」を請求することもあります。

### (2) 関係法令について

#### 1 主な関係法令

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ② 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ③ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ④ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成18年厚生労働省令第34号)
- ⑤ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(平成18年厚生労働省令第36号)
- ⑥ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ⑦ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年告示第126号）
- ⑧ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年告示第128号)
- ⑨ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成18年老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号)
- ⑩ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号）

- ⑪ 津山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年津山市条例第44号)
- ⑫ 津山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成24年津山市条例第45号)
- ⑬ 介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(平成25年3月18日付け津環社高第6862号)
- ⑭ 津山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成26年津山市条例第18号)

※上記の法令・通知等は、次の文献、HP等で確認してください。

文献：平成30年4月版介護報酬の解釈（発行所：社会保険研究所 3分冊 人員基準等を編集したものです。これに限るものではありません）

HP：厚生労働省 法令等データベースシステム

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

総務省 法令データ提供システム

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)

厚生労働省 介護サービスQ&A

「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index\\_qa.html](https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html)

津山市例規集 第9 保健衛生

[https://www1.g-reiki.net/tsuyama/reiki\\_taikei/r\\_taikei\\_09.html](https://www1.g-reiki.net/tsuyama/reiki_taikei/r_taikei_09.html)

介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=1370>

#### 【介護保険に関する情報】

WAMNET（運営：独立行政法人福祉医療機構）

<https://www.wam.go.jp/>

※福祉保険医療関連の情報を提供するための、総合的な情報ネットワークシステム

### (3) 業務管理体制の整備について

#### 1 業務管理体制の整備

##### ① 業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備については、事業者の規模に応じたものとするとしているところ、指定又は許可を受けた事業所又は施設の数により事業者の規模を区分し、それぞれの区分に応じ義務付けることとする。

指定・許可の事業所・施設数の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

\*ただし、事業所・施設数には、みなし事業所等であつて、健康保険法の指定があつたとき、介護保険法の指定があつたものとみなされている事業所を含まない。

##### ② 業務管理体制の整備に関する事項の届出事項

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

##### ③ 届出先

介護保険法の一部が改正され、令和3年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が変更となります。

詳しくは、次ページをご確認ください。

## 令和3年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る 届出書の届出先が一部変わります

指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、  
原則都道府県知事から中核市の長へ変更となります。

なお、この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」  
(令和元年法律第26号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。

区 分	届出先 (現行)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局 管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県知事	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にの み所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
<b>④ 指定事業所が同一中核市内にのみ 所在する事業者 (※)</b>	<b>都道府県知事</b>	<b>中核市の長</b>
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)の みを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※)指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事のまゝ)



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

## 2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

市町村への届出対象事業者（地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者）については、定期的に報告を徴し確認検査「一般検査」を実施します。

一般検査は、事業者の業務管理体制について検証し、事業者自らが業務管理体制の改善を図り法令遵守に取り組むよう意識付けをすることが主な目的となります。

また、事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合には、業務管理体制の問題点の確認・検証、指定取消し処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために「特別検査」を実施することとなります。

## 3 事業者・法令遵守責任者の責務

### ① 事業者の責務

一般検査は定期的実施するよう予定していますが、業務管理体制整備は、事業者自らが、コンプライアンスを向上させることが本来の趣旨であり、検査を実施しない年においても、自ら法令等遵守体制を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組みに努めてください。

### ② 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを高めていただくことが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

### ③ 業務内容の具体例

- ・年に1回以上、各事業所の取組状況を各事業所の従業者又は管理者からの聞き取り及び書面での報告などで把握する。
- ・各事業所等から選出された従業者又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。
- ・研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。
- ・定期的に介護保険法その他の関連情報（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q&A等）の収集等を行う。
- ・苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当者で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。



## (4) 指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定更新について(津山市の場合)

### 1 指定更新手続きについて

地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこととなります。津山市では指定更新に係る申請書の提出期限を、指定の有効期間の最終日の1月前までとしています。また、新規指定や変更の届出等と提出期限が異なりますので、確認の上、提出期限を厳守してください。

10・11ページの「地域密着型サービス更新申請早見表」を参考に、各事業者において、有効期間の管理を適切に行ってください。

**(※本市では、文書による指定更新申請のお知らせを行っていません。)**

なお、指定更新に係る手続き方法及び提出書類等は、高齢介護課ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

手続き方法 ⇒ <https://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=2133>

必要書類一覧と様式 ⇒ <https://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=61>

### 2 指定更新時の記載又は添付書類等の省略に係る手続きについて

指定更新時の提出資料のうち、既に届け出られた内容と比較し変更がない場合に限り「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る既に指定を受けている事業の指定年月日」、「現に受けている指定の有効期間満了年月日」、「当該申請に係る地域密着型(介護予防)サービス費の請求に関する事項」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」、「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます(介護保険法施行規則第131条の4第3項などによる。)

- ① この手続きは、各記載事項や書類の提出に関して、既に届出済のものとは何ら変更が無い場合についてのみ適用されるものであり、変更事項があったにも係らずこの手続きによる届出を行った場合には、指定取消し等の処分を受けることがあります。
- ② この手続きによる届出を行おうとする者は、「届出を行う者の名称」、「省略を行おうとする記載事項又は提出書類名」等を記載した書類を、省略する記載事項又は提出書類等に代えて、指定更新申請の際に津山市長宛てに提出してください。

### 3 複数市町村から指定を受けている際の指定有効期間

他市町村被保険者の受け入れを行っている場合、本市及び当該市町村からも指定を受けていますが、それぞれの指定年月日が異なっている場合があるため、指定の有効期限も異なっている場合があります。他市町村被保険者が継続してサービスを利用している場合は、本市同様に指定更新が必要となりますのでご注意ください。

○地域密着型サービス更新申請早見表(津山市内所在分)

令和4年度指定有効期限

指定(更新)年月日	有効期間最終日	更新申請書提出期限	対象事業者名
平成28年 4月1日	令和4年	令和4年	
5月1日	4月30日	3月31日	おばら健康クラブ
6月1日	5月31日	4月30日	
7月1日	6月30日	5月31日	GHじーちゃん・ばーちゃんのお家、GHねむの樹
8月1日	7月31日	6月30日	GHのどか(下高倉西)
10月1日	9月30日	8月31日	
11月1日	10月31日	9月26日	デイサービスセンターゆとり
12月1日	11月30日	10月31日	
平成29年 1月1日	12月31日	11月30日	
2月1日	令和5年 1月31日	12月31日	
3月1日	2月28日	令和5年 1月31日	
4月1日	3月31日	2月28日	GH久米、デイサービスのどか
5月1日	4月30日	3月31日	
6月1日	5月31日	4月30日	GH日だまりハウス別館
7月1日	6月30日	5月31日	GHさくらんぼ
8月1日	7月31日	6月30日	デイサービスみかん
9月1日	8月31日	7月31日	GH国府の里、GH作楽
10月1日	9月30日	8月31日	デイサービス燕子花
↓	↓	↓	
平成30年 2月1日	令和6年 1月31日	12月31日	GH杉宮
3月1日	2月29日	令和6年 1月31日	睿厚苑、サンキウエルピ小規模多機能センター大崎
4月1日	3月31日	2月29日	デイサービス雅
5月1日	4月30日	3月31日	整骨院ふじわらデイサービスセンター
6月1日	5月31日	4月30日	
7月1日	6月30日	5月31日	
8月1日	7月31日	6月30日	
9月1日	8月31日	7月31日	
10月1日	9月30日	8月31日	GHみずず・GH愛
11月1日	10月31日	9月30日	
12月1日	11月30日	10月31日	
平成31年 1月1日	12月31日	11月30日	
2月1日	令和7年 1月31日	12月31日	
3月1日	2月28日	令和7年 1月31日	高寿園デイサービスセンター、デイサービス奏音
4月1日	3月31日	2月28日	
5月1日	4月30日	3月31日	
6月1日	5月31日	4月30日	GH津山、昼の家セカンドライブ
7月1日	6月30日	5月31日	多機能型介護ホームコスモス
8月1日	7月31日	6月30日	
9月1日	8月31日	7月31日	
10月1日	9月30日	8月31日	
11月1日	10月31日	9月30日	デイサービス大智
12月1日	11月30日	10月31日	ケアポート生き生き館津山、DSリゾートアロハ津山
令和元年 1月1日	12月31日	11月30日	
2月1日	令和8年 1月31日	12月31日	あかるい農村つやま
3月1日	2月29日	令和8年 1月31日	
4月1日	3月31日	2月29日	デイサービスセンターのどか宅老所、加茂介護支援センター緑山荘
5月1日	4月30日	3月31日	デイサービス円
6月1日	5月31日	4月30日	日向の家、津山市社会福祉協議会阿波デイサービスセンター
7月1日	6月30日	5月31日	
8月1日	7月31日	6月30日	
9月1日	8月31日	7月31日	GHほほえみ
10月1日	9月30日	8月31日	特定施設のどか、小規模ホームのどか
11月1日	10月31日	9月30日	
12月1日	11月30日	10月31日	GHうぐいす、デイサービスハーツ
令和3年 1月1日	12月31日	11月30日	
2月1日	令和9年 1月31日	12月31日	GHのどか(神戸)
3月1日	2月28日	令和9年 1月31日	
4月1日	3月31日	2月28日	生き生き館津山DSセンター、サンホームおおだ、DSLーちゃん・ばーちゃんのお家
5月1日	4月30日	3月31日	アーバンライフ二階町、ナイスデニ階町、デイサービスコスモス
6月1日	5月31日	4月30日	
7月1日	6月30日	5月31日	JAINEデイサービスセンター
8月1日	7月31日	6月30日	
9月13日	9月12日	8月12日	GH総社
10月1日	9月30日	8月31日	おおうみクリニックデイサービスセンターひだまり
10月27日	10月26日	9月26日	GH厚厚苑
11月1日	10月31日	9月30日	
12月1日	11月30日	10月31日	GH敬愛、デイサービスハーツ津山口
令和4年 1月1日	12月31日	11月30日	
2月1日	令和10年 1月31日	12月31日	
3月1日	2月29日	令和10年 1月31日	GH日だまりハウス
4月1日	3月31日	2月29日	GH生き生き館津山、DSセンター紫竹川荘

※津山市以外の保険者からの指定を受けている場合の更新期限、手続き等は、各保険者へ個別に確認を行うこと。

○地域密着型サービス更新申請早見表(津山市外所在分)

令和4年度指定有効期限

指定(更新)年月日	有効期間最終日	更新申請書提出期限	対象事業者名	
平成28年	令和4年	令和4年		
5月1日	4月30日	3月31日	デイサービスいざなぎクラブ	
6月1日	5月31日	4月30日		
7月1日	6月30日	5月31日		
8月1日	7月31日	6月30日		
10月1日	9月30日	8月31日		
11月1日	10月31日	9月26日		
12月1日	11月30日	10月31日		
平成29年				
1月1日	12月31日	11月30日		デイサービスみさき
2月1日	令和5年 1月31日	12月31日		
3月1日	2月28日	令和5年 1月31日		
4月1日	3月31日	2月28日		
5月1日	4月30日	3月31日		
6月1日	5月31日	4月30日		
7月1日	6月30日	5月31日		
8月1日	7月31日	6月30日		
9月1日	8月31日	7月31日		
10月1日	9月30日	8月31日		
11月1日	10月31日	9月30日		
12月1日	11月30日	10月31日		
平成30年				
1月1日	12月31日	11月30日		
2月1日	令和6年 1月31日	12月31日		
3月1日	2月28日	令和6年 1月31日	しえんデイサービスセンター	
4月1日	3月31日	2月28日		
5月1日	4月30日	3月31日		
6月1日	5月31日	4月30日		
7月1日	6月30日	5月31日		
8月1日	7月31日	6月30日		
9月1日	8月31日	7月31日		
10月1日	9月30日	8月31日		
11月1日	10月31日	9月30日		
12月1日	11月30日	10月31日		
平成31年				
1月1日	12月31日	11月30日		
2月1日	令和7年 1月31日	12月31日		
3月1日	2月28日	令和7年 1月31日		
4月1日	3月31日	2月28日		
5月1日	4月30日	3月31日		
6月1日	5月31日	4月30日		
7月1日	6月30日	5月31日		
8月1日	7月31日	6月30日		
9月1日	8月31日	7月31日		
10月1日	9月30日	8月31日		
11月1日	10月31日	9月30日		
12月1日	11月30日	10月31日		
令和元年				
1月1日	12月31日	11月30日		
2月1日	令和8年 1月31日	12月31日		
3月1日	2月29日	令和8年 1月31日		
4月1日	3月31日	2月29日		
5月1日	4月30日	3月31日		
6月1日	5月31日	4月30日		
7月1日	6月30日	5月31日		
8月1日	7月31日	6月30日		
9月1日	8月31日	7月31日		
10月1日	9月30日	8月31日		
11月1日	10月31日	9月30日		
12月1日	11月30日	10月31日		
令和3年				
1月1日	12月31日	11月30日		
2月1日	令和9年 1月31日	12月31日		
3月1日	2月28日	令和9年 1月31日	デイサービスセンターうかい	
4月1日	3月31日	2月28日		
4月24日	4月23日	2月28日		
5月1日	4月30日	3月31日		
6月1日	5月31日	4月30日		
7月1日	6月30日	5月31日		
8月1日	7月31日	6月30日		
9月1日	8月31日	7月31日		
10月1日	9月30日	8月31日		
11月1日	10月31日	9月30日		
12月1日	11月30日	10月31日		
令和4年				
1月1日	12月31日	11月30日		
2月1日	令和10年 1月31日	12月31日		
3月1日	2月29日	令和10年 1月31日		
4月1日	3月31日	2月29日		

※津山市以外の保険者からの指定を受けている場合の更新期限、手続き等は、各保険者へ個別に確認を行うこと。  
※現在も本市被保険者の利用がある事業所について掲載しています。

## （５）各種届出等について

届出事項に変更があった場合の変更届や休止、廃止の届け出についても津山市長に提出することとなります。介護保険法に定められた提出期限を厳守し提出するようにしてください。

なお、関係様式等は、市高齢介護課のホームページに掲載しています。

### 【提出期限】

変更・再開	・・・・・・	10日以内
廃止・休止	・・・・・・	一月前まで

## （６）指定申請書等の押印廃止について

介護サービス事業所における指定申請関係文書に係る押印廃止及び提出方法について、令和3年4月1日から変更しています。市ホームページに新しい様式を掲載していますので、ご使用ください

### ○押印を廃止している様式

指定申請書、指定更新申請書、変更届出書、廃止・休止・再開届出書、体制に関する届出書誓約書

### ○申請書等の提出方法

押印廃止に伴い、申請書等の提出について電子メール又は郵送にて受け付けています。

なお、登記事項証明書については、郵送でお願いします。

郵送先 〒708-8501 岡山県津山市山北 520 津山市高齢介護課庶務・事業者班

送信先メールアドレス [kaigo@city.tsuyama.lg.jp](mailto:kaigo@city.tsuyama.lg.jp)

持参を希望される場合は、高齢介護課（津山市役所 1 階 11 番窓口）へお越しくください。

## （7）他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用について

### 1 （介護予防）地域密着型サービス費の支給について

地域密着型サービス費は利用者の保険者市町村から指定を受けた地域密着型サービス事業所を利用した際に給付されるため、利用者の保険者市町村の指定を受けていない地域密着型サービス事業所を利用した場合は給付されません（≒利用できない）。よって、利用者の保険者市町村が指定をしていない地域密着型サービス事業所を利用する場合は、当該市町村の指定を受ける必要があります。しかし、指定を受ける際は当該施設所在市町村長の承認が必要となります。その手続きは、市町村間の協議によって行われます。

（例）A町の被保険者が津山市のグループホームBを利用する時

グループホームBは津山市の指定しか受けていないため、A町の被保険者が利用しても給付を受けることができない。

### 2 市町村間協議について

上記のように施設所在市町村以外の市町村の被保険者が介護給付を受け、当該地域密着型サービス事業所を利用する場合は、市町村間の協議が必要となりますが、その協議をかけるには相応の理由が必要となります。

#### 【協議をかける理由（例示）】

○利用すべき地域密着型サービスが居住する地域には存在しない。

○利用すべき地域密着型サービスが定員に達しているため利用することができない。

（グループホームの入所が適当であるが、津山市のグループホームは満床である。）など

※協議をかける上では、当該利用者が真にそのサービス種別の利用が合理的であるかどうかが重要となります。協議をかける前に、「当該サービスの利用が適切か」や「他の広域型サービスの利用で対応できないか」等をよく検討してください。

### 3 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所利用に係るなぐれ及び留意点について

他市町村に所在する地域密着型サービスを利用する場合の全体的ななぐれは次のとおりです。なお、施設所在市町村以外の指定を受けた後、その指定を受けた市町村の別の被保険者が利用したい場合は、都度協議が必要となりますのでご注意ください。

### ○A 町の被保険者 d さんが津山市の地域密着型サービス事業所 C を利用する場合の手続き

- ①事業所 C（又は利用者又はその家族）が A 町に指定を受けたい（又は事業所 C を利用したい）旨の申出を理由を付して行う。（相応の理由でないと判断された場合はこの時点で協議終了（事業所 C の利用不可）となる。）
  - ②A 町が津山市に対し事業所 C の指定をすることの同意を求める。
  - ③津山市が事業所 C に対し、「他市町村の被保険者を受け入れることにより、事業所 C を利用したい津山市の被保険者に影響が出ることがないか。」を確認する。
  - ④津山市が同意した旨を A 町に通知。（同意しない場合は協議終了（事業所 C の利用不可）となる。）
  - ⑤事業所 C は A 町に対し指定申請を行う。
  - ⑥A 町が事業所 C を指定し、d さんの利用が可能となる。
- ※なお、事業所 C が A 町の指定を受けた後、d さんとは別の A 町の e さんが事業所 C を利用したいという希望があった場合、上記の①から④と同様の手続きを経る必要があるのでご注意ください。

## （8）新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染予防や感染者へ対応するにあたり、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて柔軟な取扱いが可能となるよう、臨時的な取扱いが通知されています。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」で通知された請求単位数の特例及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」の問1～3は、令和3年3月サービス提供分をもって廃止となっておりますが、その他の臨時的な取扱いについては、当面の間は変更の予定はありません。

なお、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を運営推進会議と一体的に運営していた事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため運営推進会議を延期又は中止にした場合でも当該委員会は開催する必要がありますので、ご注意ください。

## **(9) 老人福祉法第10条の4に係る措置について**

### **1 福祉の措置について**

市町村は、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、居宅における介護等（老人福祉法第10条の4）及び老人ホームへの入所等（老人福祉法第11条）の措置を採ります。

### **2 老人福祉法第10条の4に係る措置の概要について**

#### 1) 措置すべき対象者（居宅における介護等の場合）

次の①、②を全て満たした上で、③又は④どちらかを満たす者

(※③及び④については、事業ごとに対象者の条件が異なるので注意。)

①65歳以上の者

②身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者

③やむを得ない事由により介護保険法に規定する各種介護保険サービスを利用することが著しく困難であると認める者

④認知症であるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）を利用することが著しく困難であると認める者

#### 2) 事業の利用に係る利用料の支払い等

市町村が採る福祉の措置は、通常の介護保険施設の事業者と利用者の契約とは違い、津山市から事業者への委託になります。よって、受託した事業者に支払う利用料についても津山市から事業者へ支払い、利用者は所得に応じて津山市に負担金として支払います。

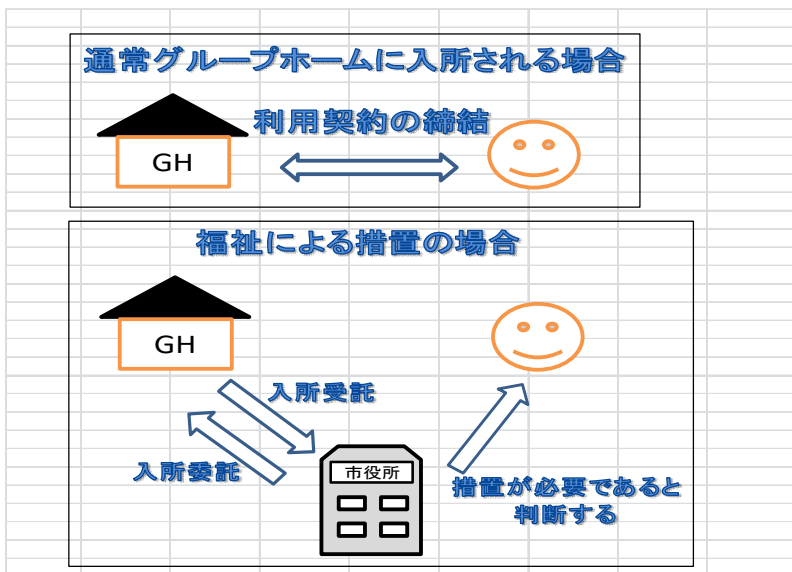
#### 3) 各種事業の受託について

市町村からの委託を受けるには、岡山県が定める「老人居宅生活支援事業開始届」を所管の県民局に提出する必要があります。また、当該届出を提出するにあたり、定款等の変更や重要事項説明書等の作成が必要となる場合がありますのでご注意ください。

なお、既に当該開始届を提出している事業所もありますが、その場合は再度提出する必要はありません。

#### 4) 現在の状況について

現在本市で採っている措置は老人福祉法第11条に定める養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置を除くと、認知症対応型老人共同生活援助事業（＝グループホーム）への措置及び老人短期入所生活事業への措置です。



【老人居宅生活支援事業開始届様式】

様式第1号(第2条関係)

第 年 月 日

岡山県知事 殿

経営者  
住所 (所在地)  
氏名 名称及び  
代表者名

㊞

老人居宅生活支援事業開始届

老人居宅生活支援事業を開始するので、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条の規定により届け出ます。

開始しようとする事業	種類	
	提供する便宜等の内容	
経営者	氏名(法人にあつては、名称) 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	条例、定款その他の約款	(別添)
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
	合 計	人
主な職員の氏名		
主な職員の経歴	(別添)	
事業を行おうとする区域		
デイサービス、短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する施設	名称 種類 所在地 入所定員 (入居定員)	
事業開始の予定年月日		年 月 日

(添付書類) 収支予算書及び事業計画書

備考 この届出は、老人居宅生活支援事業の種類(老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する施設)ごとに行うこと。

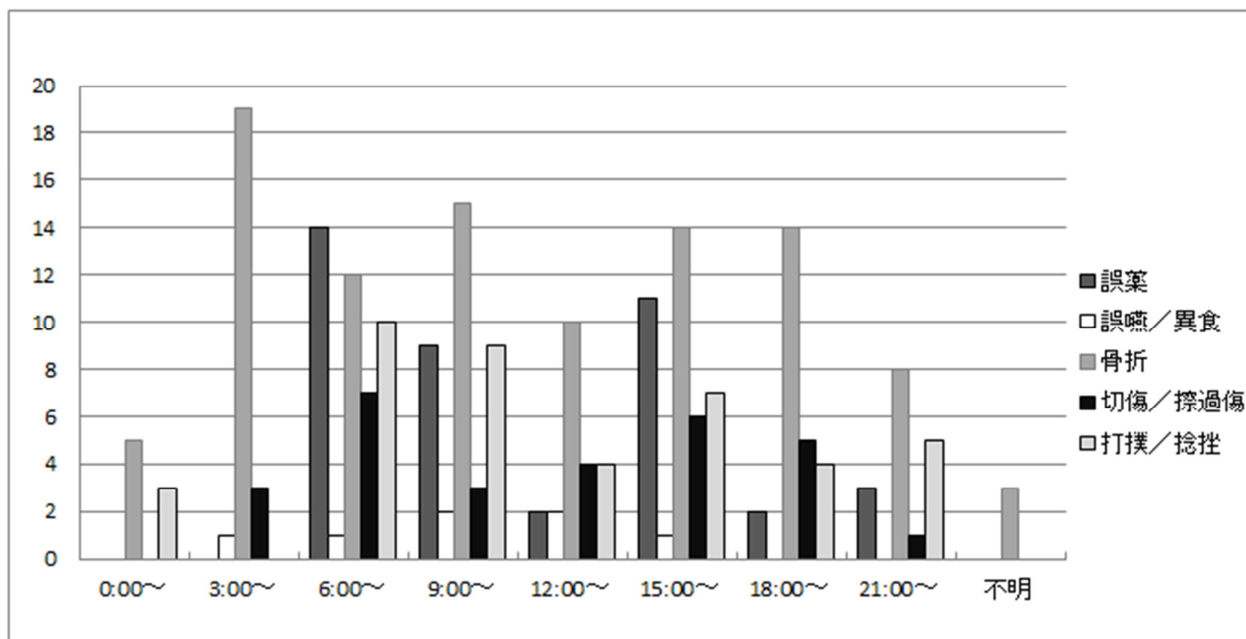


## 2. 事故発生時の対応等

### (1) 令和3年度に起こった介護事業所での事故の内容や件数等

#### ① 事故報告の内容

令和3年3月1日から令和4年2月28日まで報告のあった事故報告、281件（昨年度は300件）について集計、分析しました。



#### (1) 死亡事故について

死亡事故の報告は4件で持病等による急変がほとんどでした。

#### (2) 誤嚥・異食について

今年度、誤嚥・異食に関する事故は10件あり、ほとんどが食事中に発生しておりますが、職員の目が届いていない状態で周囲に置いてあるものを口にしてしまい発生した事例もありました。誤嚥による窒息の事故は早急な対応が必要であるため、対処方法をきちんと定めて身につけておく必要があります。

#### (3) 骨折について

骨折を伴う事故の報告は104件でした。（昨年度は111件）

起床時や就寝準備、食事の準備の時間や入浴介助の時間など、見守りが手薄になる時間帯もあるかと思いますが、施設内、居室内の環境を整えるなどし、事故の原因を減らす工夫を凝らし再発防止に努めてください。

#### (4) 誤薬について

誤薬に関する事故は41件でした。昨年度の43件とほぼかわらない件数が発生しています。誤薬の内容としては他者の薬の服用、与薬もれ（落薬の発見も含む）、指定時間を間違えての投与（夕食時のものを朝食時に与えるなど）のいずれもありました。利用者の体調、薬の内容によっては、死亡事故につながる恐れもありますので、薬を準備する際、薬を配る際には、氏名や与薬時間の確認を必ず行ってください。

人体への影響が大きい誤薬を防ぐためにも、誤薬発生の原因を究明し、再発防止をお願いします。

また、誤薬事故が発生した場合に介護職員又は看護職員の判断で対応している事例が確認されました。事故が起きた場合は、必ず主治医または薬剤師に指示を仰ぎ対応してください。

#### (5) 感染症について（新型コロナウイルス感染症を除く）

レジオネラ菌及び通常疥癬の集団感染の報告がありました。感染により利用者が重症化したり、他職員にも広がり人員基準を圧迫する状況にもなります。研修や目に見える場所へ感染予防対策を掲示するなど職員の知識習得を進め、感染症予防に努めてください。

#### (6) その他

事故報告書を提出する前に、誤字脱字や記述内容に誤りがないかよく確認をしてください。自立度など利用者情報に記入漏れが見られます。漏れのないように確認をお願いします。

修正液での訂正は行わないようにしてください。やむを得ず訂正する場合は、二本線で行い、報告者（記載者）の押印による訂正印で対応してください。

※利用者のご家族から介護サービス中の事故に対する事故報告書の開示請求が全国的に増えていきます。記述内容には、誤りがないよう正確に、不信任や誤解を招かれないよう作成してください。

## **(2) 事故報告書の提出範囲や再発防止策など**

事故報告書の提出すべき範囲は、20ページから23ページに掲載する「岡山県介護保険施設・事業所における事故発生時の対応に係る指針」及び「津山市介護保険事故報告事務取扱要領」をご参照ください。

※県指針と市の取扱要領では、報告すべき事故の範囲が異なっています。

市の取扱要領では、「1時間以上の失踪」を事故報告の対象としています。

なお、県への報告については、市の様式によることにかまわない旨を確認しています。

※各種通所介護の設備を利用した介護保険制度外の宿泊サービス（いわゆるお泊りデイサービス）に係る事故報告についても、市の取扱要領及び報告様式により行ってください。

※誤薬に関する事例については、多く発生していること等を鑑み、当面の間、事故報告を提出すべき事例として取り扱います。

※感染症等に関する報告は県に報告が必要な場合と同程度としています。

1. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
2. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半分以上発生した場合
3. 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

また、感染症等に関する報告の際、あわせて保健所へ報告書を提出する場合は、保健所への報告書の写しを事故報告書に添付してください。

○岡山県介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針

介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針

改正後

1 目的

介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者（指定通所介護事業者が指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合における当該サービスの利用者を含む。以下同じ。）又は入所者の処遇向上を図ることを目的とする。

2 事故発生の未然防止

(1) 居宅サービス事業者

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ② 管理者は、従業員に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。  
(上記の指針、委員会及び研修についての詳細は、基準条例及び解釈通知を参照すること。)

3 事故発生時の対応

(1) 居宅サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
(記録は5年間保存すること。)

(2) 施設サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該入所者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
(記録は5年間保存すること。)

4 事故後の対応及び再発防止への取組

(1) 居宅サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業員に周知徹底すること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を全従業員に対し周知徹底すること。  
(上記の報告、分析等についての詳細は、基準条例及び解釈通知を参照すること。)

## 5 県（所管県民局健康福祉部）への報告

### （1）報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

- ① サービス提供による利用者又は入所者の事故等
  - ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者又は入所者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）
  - イ サービス提供には、送迎等も含むものとする。
- ② 食中毒、感染症（結核、インフルエンザ他）の集団発生
- ③ 従業員の法律違反・不祥事等利用者又は入所者の処遇に影響のあるもの
- ④ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

### （2）報告事項

県（所管県民局健康福祉部）への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

### （3）報告手順

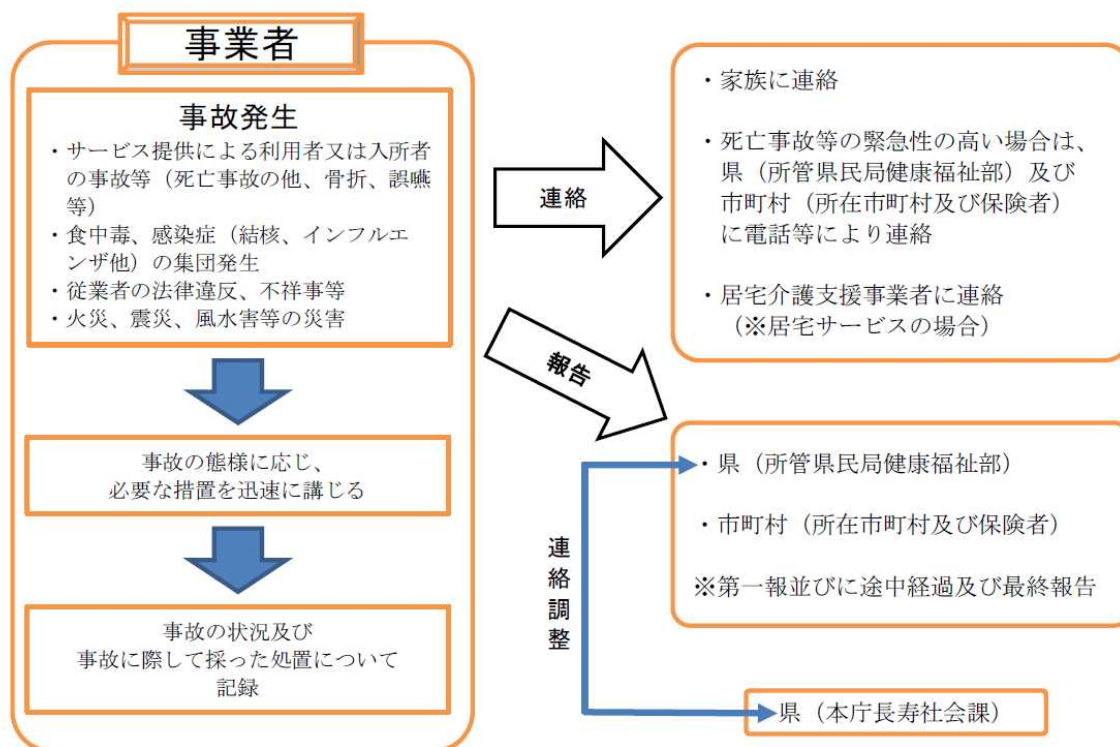
事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び保険者）に報告する。

- ① 第一報
 

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後、速やかに報告書を提出する。
- ② 途中経過及び最終報告
 

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

### ※ 参考（事故報告フロー図）



○津山市介護保険事故報告事務取扱要領

津山市介護保険事故報告事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、介護保険サービス等の提供中、又は宿泊サービス（各種通所介護の設備を利用した介護保険制度外の宿泊サービス（以下、「宿泊サービス」という。））の提供中における事故防止に資することを目的とし、介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が津山市の介護保険被保険者（事業者が指定地域密着型サービス事業者である場合は、津山市以外の介護保険被保険者を含む。）を対象として介護サービスを提供中、又は宿泊サービスの提供中に事故が発生した場合の事務手続きについて定めるものとする。

(事故の範囲)

第2 事業者が津山市に報告しなければならない事故は、次の各号に掲げるものとする。

(1) サービス提供中、又は宿泊サービスの提供中に利用者が死亡、負傷又は失踪した場合

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯のすべてを含むものとする。短期入所サービス、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び介護保険施設サービスにおいては、入所から退所までを「サービス提供中」とする。

イ 「死亡」とは、サービス提供中、又は宿泊サービスの提供中に発生した、事故による死亡のことをいう。

ウ 「負傷」とは、通院・入院を問わず医師の保険診療を要したものをいう。

エ 「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が1時間以上不明となった場合とする。

(2) 感染の防止の観点から対策が必要な疾患の発生が認められた場合又は発生したと疑われる場合

(3) 緊急に医師の保険診療を要した場合

(4) 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響がある場合

(5) 本人又は家族等からの苦情の申出など、事業者において報告が必要と認める場合

(6) 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故が発生した場合

(7) その他津山市が報告を求めた場合

(報告)

第3 事業者は、第2に定めた事故が発生した場合には、事故発生日から起算して1週間以内に、「介護保険事業者・事故報告書」（報告様式）による第1報を津山市環境福祉部社会福祉事務所高齢介護課（以下「高齢介護課」という。）に行わなければならない。第1報は、発生時の対応までを記入し提出すること。

2 事業者は、第1報後、概ね2週間以内に、前項に規定する報告様式による第2報を高齢介護課に行わなければならない。第2報は、第1報の記入内容に加え、第1報後の対応・経過、事故の原因及び再発防止に関する今後の対応・方針等のすべてを記入し提出すること。ただし、第1報の時点で当該事故が完結している場合においては、第1報にすべてを記入し提出することにより第2報を省略することができる。

なお、第2報の時点で、当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載することとし、完結するまでの間は必要に応じて報告するとともに、完結後において最終報告するものとする。

3 事業者は、必要に応じて津山市から求められた資料を提出すること。

(公表等)

第4 津山市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

2 津山市は、次の各号の一つに該当するときは、事業者名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者が事故発生を隠していた場合

(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3) その他利用者保護のため、津山市が必要と認めた場合

付 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

津山市長 様

第1報 令和2年 3月 18日

第2報 令和2年 4月 1日

■報告完了

介護保険事業者・事故報告書

事業所の概要	事業所(施設)名	グループホーム ○○		
	事業所番号	3 3 0 0 0 0 0 0 0 0		
	所在地	津山市山北520 ( )		
	サービスの種類	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリ <input type="checkbox"/> 通所リハビリ <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> その他( )		
報告者	(職名) 管理者 (氏名) □□ □□			
対象者	フリガナ			
	氏名	△△ △△	被保険者番号	0000000000
	生年月日・性別	明・大・起 1年 1月 1日(歳) 男	要介護度	要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5
	寝たきり度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> Ⅰ <input type="checkbox"/> Ⅱ <input type="checkbox"/> Ⅲ <input type="checkbox"/> Ⅳ <input type="checkbox"/> Ⅴ <input type="checkbox"/> Ⅵ <input type="checkbox"/> Ⅶ <input type="checkbox"/> Ⅷ <input type="checkbox"/> Ⅷ <input type="checkbox"/> Ⅸ <input type="checkbox"/> Ⅹ	認知症生活自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> Ⅰ <input type="checkbox"/> Ⅱ <input type="checkbox"/> Ⅲ <input type="checkbox"/> Ⅳ <input type="checkbox"/> Ⅴ
事故の概要	発生日時	令和2年 3月 15日 午前 5時 10分頃 発生		
	発生場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 風呂/脱衣所 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> その他( )		
	直前の状況	<input type="checkbox"/> 移動中 <input checked="" type="checkbox"/> 移乗 <input type="checkbox"/> 立ち上がり <input type="checkbox"/> 食事中 <input type="checkbox"/> その他( )		
	事故結果・種別	<input checked="" type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲/捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷/擦過傷 <input type="checkbox"/> その他( )		
	死亡の場合、死亡日:	年 月 日 原因:		
	事故発生時の状況、経緯、対応等	5:10 居室でドスンという音がしたため訪室すると、身体の右側面を下にしてうつぶせに倒れているところを発見。バイタル及び外傷確認。○/○(バイタル値)、右足に強い痛みのお訴え。 8:00 長男に連絡し、状況を報告。 9:30 ○○整形外科受診。レントゲンの結果、右大腿骨骨折が判明。転倒時の衝撃による骨折とのこと。入院、手術予定。		
	事故の原因	事故発生前までは杖を使用し自立で歩行されていた。転倒は居室内ポータブルトイレ前であったため、また本人からの直前の状況の見逃しから、排泄を行うために移動する途中で起こったと考えられる。排泄は起床時間後に訪室してからのが多く、今回は普段と異なる時間帯での移動で意識もはっきりしなかったことと、下肢筋力の低下により事故が起こったと思われる。		
発生時の対応	受診日 又は 往診日 医療機関	受診日時: 3月 15日 9時 30分 医療機関名:○○整形外科		
	治療の概要	○月○日手術予定。		
	利用者の状況	○月○日手術実施。リハビリのため、○月○日○○病院へ転院。		
発生後の状況	最終診察・診断結果	歩行可能、患部経過良好のため、○月○日退院。		
	損害賠償等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所負担(保険を利用した場合を含む) <input type="checkbox"/> 利用者負担 <input type="checkbox"/> 負担が生じる状況はなし <input type="checkbox"/> 検討・交渉中 (結果が分かり次第再度報告してください)		
再発防止に関する今後の対応・方針	①自立歩行であり、前回プラン作成時にも同様の状態であったが、下肢筋力の低下の可能性があるので、再アセスメントを行いケアプランについても見直しを検討する。 ②再アセスメントの結果を基に、新たな福祉用具の使用や居室内のポータブルトイレへの動線も再考する。 ③今回排泄を行った時間帯での見回りも検討する。			

- サービス提供中、又は宿泊サービス提供中に事故が発生した場合に、この報告書を津山市に提出してください。
- 第2報提出時に事故が完結していない場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記入してください。なお、この様式で記入しきれない場合は別紙に記入してください。